

## 市民意見に対する市の考え方 <概要版>

募集期間：令和4年10月1日（土曜日）から10月23日（日曜日）まで

提出状況：41件／10人

条例の名称：箕面市個人情報の保護に関する法律施行条例（素案時名称：（仮称）箕面市個人情報保護法施行条例）

### 1. 「個人情報の保護に関する法律」全般について

#### 1-1 今回の法改正のメリット、デメリットは？

回答：今回の法改正は、個人情報の保護とデータの利活用の適正なバランスを図るため、個人情報の取扱いに関する全国的な統一ルールを設定するものであり、

①多くの地方公共団体は個人情報保護条例を定めていましたが、中には未制定の団体もあり、また、条例を定めていても、必ずしも十分な規律とはなっていない団体もあったため、全国的に個人情報の保護の水準を確保すること

②自治体それぞれが、個人情報保護について異なる規律やその解釈を採用していることに起因する、データ連携における支障を解消すること

などのメリットがあります。

本市では現行の個人情報保護条例において、改正後の個人情報の保護に関する法律（以下「改正法」といいます。）と同水準の保護措置を定めており、改正により市民の皆様に影響を与えるようなデメリットはありません。個人情報の漏洩の防止の仕組みについても、改正法に基づき安全管理に係る措置の基準を明文化することにより、さらに適切な仕組みを構築できるようになります。

### 2. 法と条例の関係について

#### 2-1 条例の名称を「法施行条例」ではなく、従来通り「保護条例」にしてほしい。

回答：本市が保有する個人情報の取扱いにつきましては、これまで条例のもと運用しておりましたが、改正法が適用されるため、条例に委任された一部事項について条例に定めます。よって、条例の目的は改正法の施行に必要な事項を定めるもののため、名称を「法施行条例」とすることが妥当だと考えています。

#### 2-2 「今まで条例で定められていた内容は概ね改正法に定められており、従来の運用と大きな乖離はありません」とありますが、それならば改正しなくてよいのでは。

回答：改正法と重複する内容の規定を条例で定めることは、同一の取扱いについて適用されるべき規定が改正法と条例に重複して存在することとなるため、全国統一ルールを設定するという改正法の趣旨に照らし許容されないとされています。よって、改正法により委任さ

れた事項を条例で定める必要がありますので、現行の条例を全部改正し、改正法の委任に基づく法施行条例を制定します。

### 2-3 条例に、理念や市の責務等を記載してほしい。

回答：改正法の目的・理念・市の責務は改正法に定められている（※）ことから、新しい条例において本市独自の理念や責務を設けることは考えていません。

（※改正法抜粋）

第三条（基本理念）「個人情報、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いが図られなければならない」

第五条（地方公共団体の責務）「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、国の施策との整合性に配慮しつつ、その地方公共団体の区域の特性に応じて、地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び当該区域内の事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する」

## **3. 個人情報の取扱いについて**

### 3-1 目的外使用については市長判断ではなく審議会で審議してほしい。

回答：改正法では、個人情報の取得・利用・提供等について、典型的に審議会へ諮問することが認められていないため、目的外利用については行政機関の長等が、改正法の規定のなかで判断することとなります。判断が難しい場合は、必要に応じて国・個人情報保護委員会へ助言を求める等、判断の客観性を確保していく考えです。

### 3-2 改正法では、個人情報に「死者に関する情報」が含まれない。今後、どのように取り扱っていく予定か。要綱など作らないのか。

回答：改正法では「個人情報」を生存する個人に関する情報に限っているため、これに反して死者に関する情報を条例で個人情報に含めることはできません。ただし、死者に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人を識別することができる場合に限り、当該生存する個人を本人とする個人情報に該当するとされ、開示等請求の対象となります。

一方で、個人情報保護制度とは別に、法令に抵触しない限度で、地方公共団体において死者に関する情報の提供についての制度を設けることは妨げらないとされているため、近隣他市の動向も確認しながら今後検討していく予定です。

### 3-3 1,000人未満の個人情報ファイル簿も作成・公表してほしい。

回答：改正法では個人情報ファイルに記録される対象者の数が1,000人に満たない個人情報ファイルについて、作成及び公表を行う必要がないとされていますが、本市では、1,000人に満たない個人情報ファイルに係る個人情報ファイル簿についても現行どおり作成し管理する予定です。

3-4 「実施機関」から市議会を外していますが、市議会は独自の条例を制定するのでしょうか？

回答：改正法では、個人情報の保護に係る規律の適用を受ける地方公共団体の機関から「議会」を除くと定められている一方で個人情報の適正な取り扱いを確保する「責務」は負うとされています。よって、議会は別途、個人情報の保護に係る条例を定める予定です。

#### 4. 開示決定等の期限について

4-1 開示決定等の期限を法の規定【30日】に合わせることにについて、期限を延長する積極的な理由が見当たらない。現行の条例通りとし、市民の要望に迅速に対処すべきである。

回答：開示決定等の期限を法のとおり【30日】とすることで、今まで期間延長手続きにかかっていた事務を省略し、より迅速に開示決定まで対応できることから、法の規定に合わせることにしています。

ただし、短期間で対応できる事案については、引き続き短期間で対応いたします。